

平成 29 年 (2017 年) 6 月 16 日  
総務部情報公開・法務課法務係  
(課長) 竹村浩一郎 (担当) 重野 靖  
電 話 : 026-235-7057 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2287  
F A X : 026-235-7370  
E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

## 平成 29 年 6 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 6 件、新設条例案 2 件を提出予定です。

### 一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>雇用保険法の一部改正に伴い、退職時に支給された退職手当の額が同法の規定による失業等給付相当額に満たない場合に支給される「失業者の退職手当」について、次のとおり改正を行います。</p> <p>(1) 災害の被害を受けて退職を余儀なくされた者等に係る所定給付日数を延長します。</p> <p>(2) 公共職業安定所の紹介による就職の場合に支給される移転費相当額について、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による場合を追加します。</p> <p>(公布の日 ((2)は、平成 30 年 1 月 1 日) から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>民間労働者の育児休業の拡充に合わせ、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、非常勤職員について、子が 2 歳に達する日まで育児休業を取得できる場合を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(平成 29 年 10 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>

<p><b>3</b></p>	<p><b>長野県県税条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 不動産取得税の課税標準の特例の見直し 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する家屋の課税標準の軽減割合を3分の2（現行：地方税法により2分の1と規定）とします。</p> <p>(2) 自動車取得税・自動車税の税率の特例の見直し 環境負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、対象をより環境性能に優れた自動車へ重点化するとともに、適用期限を次のとおり延長します。</p> <p>ア 自動車取得税の特例措置 平成31年3月31日（現行：平成30年3月31日）</p> <p>イ 自動車税の特例措置 平成31年3月31日（現行：平成29年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">（公布の日（(2)のアは、平成30年4月1日）から施行）</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
<p><b>4</b></p>	<p><b>勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>長野県松本勤労者福祉センターを廃止し、松本市へ移管することに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月1日から施行）</p> <p>労働雇用課 026-235-7327 (FAX) Email: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p>
<p><b>5</b></p>	<p><b>長野県都市公園条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>都市公園法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p>
<p><b>6</b></p>	<p><b>長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>平成22年度分及び平成23年度分の子ども手当について、返還請求も含め、今後の事務が想定されなくなったため、当該子ども手当に関する規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>義務教育課 026-235-7494 (FAX) Email: gimukyo@pref.nagano.lg.jp</p>

新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要								
7	<p><b>公立大学法人長野県立大学評価委員会条例案</b></p> <p>地方独立行政法人法に基づき、法人の業務実績の評価に関する事務等処理させるため設置する公立大学法人長野県立大学評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県立大学設立準備課 026-235-0026 (FAX) Email: daigaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>								
8	<p><b>長野県立大学入学料等徴収条例案</b></p> <p>平成30年4月1日に開学予定の長野県立大学の初年度の入学生に係る入学料及び入学審査料の徴収に関し必要な事項を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="339 943 1465 1095"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入学料</th> <th>入学審査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の者</td> <td>141,000 円</td> <td rowspan="2">17,000円</td> </tr> <tr> <td>県外の者</td> <td>423,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県立大学設立準備課 026-235-0026 (FAX) Email: daigaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>	区分	入学料	入学審査料	県内の者	141,000 円	17,000円	県外の者	423,000 円
区分	入学料	入学審査料							
県内の者	141,000 円	17,000円							
県外の者	423,000 円								